

■ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	2019年度 均等割の軽減割合
33万円以下	8.5割
うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	8割
33万円 + 28万円 × (被保険者数) 以下	5割
33万円 + 51万円 × (被保険者数) 以下	2割

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

■ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課町税グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な場合、保険料の減免が受けられる場合があります。

■ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、保険証と口座の預金通帳、お届け印をご持参の上、住民課町税グループにお越しください

※口座振替に切り替わる時期は、手続きの時期により異なります。

※税申告の際の社会保険料控除は、お支払いする方に適用されます。(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)



後期高齢者医療制度のお知らせ

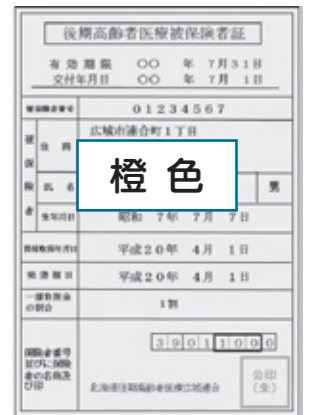
保険証の更新と保険料額について

■ 保険証の更新

現在ご使用の保険証は7月31日で有効期限が切れるため、8月以降は使用できません。

7月中に新しい保険証を送付しますので、8月1日から新しい保険証（橙色）をご使用ください。

なお、新しい保険証の有効期限は令和2年7月31日です。



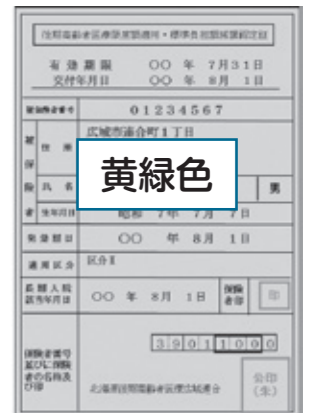
※画像はイメージです

■ 減額認定証（限度証）の更新

現在ご使用の減額認定証（限度証）は7月31日で有効期限が切れるため、8月以降は使用できません。

引き続き対象となる方には、7月中に減額認定証（限度証）を送付しますので、8月1日から黄緑色の新しい減額認定証（限度証）をご使用ください。

新たに交付をご希望の場合は、住民課戸籍保険グループに申請してください。
(交付には対象要件があります。下記交付対象をご確認ください)



※画像はイメージです

減額認定証の交付対象

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

限度証の交付対象

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一の世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方

■ 保険料額の通知

2019年度の保険料は、7月に郵送で個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成30年中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。